

毎週二回発行月曜日木曜日

# 山梨県公報

号外第二十一号

令和八年

四月三十日

木曜日

## 目次

### 監査委員

○監査の結果に基づく措置状況

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

# 監査委員

## 山梨県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、次のとおり公表する。

令和八年四月三十日

山梨県監査委員

入倉博文

同

中込正純

同

大久保俊雄

同

桐原正仁

定例監査（令和7年度上期分）

（1）監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和7年11月28日発行（山梨県公報号外第41号）山梨県監査委員告示第7号のとおり

（2）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月31日、9月9日
監査の結果	講じた措置
<p><b>（指摘事項）</b> なし</p> <p><b>（指導事項）</b> 4件（給与2、財産2）</p> <p>1）現金支給に係る職員の時間外勤務手当の追加支給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>2）月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。</p> <p>3）行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。また、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、付け加えていないものがあった。</p> <p>4）土地賃貸借に係る長期継続契約において、契約書に予算の範囲において給付を受けるという解除権を留保した条項が設けられていないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果） 制度に対する理解が不足していたことに加え、事務の引継ぎも不十分であった。 （今後の対応策等） 滞留していた追加支給分は既に支給済みである。今後は、制度の理解を深めるとともに、複数人での情報共有や事務の確実な引継ぎにより再発防止に努める。</p> <p>2）（発生原因の検証結果） 事務処理に不備があり、集計表の確認の際に見落とししていた。 （今後の対応策等） 令和7年9月給与で追加支給されるように直ちに人事給与システムで処理した。今後は、制度理解を深めるとともに、課内で作成した時間外勤務手当に係るチェック表をもとに複数人で確認を実施することで再発防止に努める。</p> <p>3）（発生原因の検証結果） 移動報告の事務処理に係る認識が不足していたため。また、公有財産事務取扱規則様式をそのまま活用し、使用料の算定についての通達事項を見落とししていた。 （今後の対応策等） 行政財産の使用許可に伴う移動報告書の報告漏れについては、「報告漏れ」として移動報告書の提出を行った。今後は、当該事務処理について事務引継書へ明記し、適切に引継ぎを実施するなど、再発防止に努める。</p> <p>4）（発生原因の検証結果） 令和5年度の際に締結した単年度契約の契約書をそのまま使用してしまった。 （今後の対応策等） 今契約期間は、当該条項を追記する旨の変更契約を締結し対応。次回契約時からは、管理課作成の長期継続契約の契約書様式を活用</p>

	した契約書ひな形を作成して引き継ぐとともに、契約書作成時には管理課作成様式との比較を行うことで同様のミスが発生しないよう努める。
--	--

監査対象機関	総合県民支援局 子育て・次世代サポート課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月30日、9月9日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (工事2)</p> <p>1) 甲府市中心区配水池更新に伴う配管切り直し工事において、次のとおり不備があった。</p> <p>①建設工事請負契約約款第10条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。</p> <p>②同約款第31条第2項に定める完成検査の結果通知を書面により行っていないかった。また、引渡の申出を書面により受けていなかった。</p> <p>2) 甲府市中心区配水池更新に伴う配管切り直し工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、再資源化等は実施されていたが、次のとおり不備があった。</p> <p>①同法第11条に定める分別解体等の計画などに関する所管自治体への通知が行われていなかった。</p> <p>②同法第13条第1項に定める対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すべきところ、なされていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>建設工事請負契約約款についての認識不足により、いずれの手続も工事請負業者との間で口頭により実施していたが、書面による手続の必要性を認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに現場代理人及び主任技術者の通知書並びに引渡書を工事請負業者から書面で徴取するとともに、完成検査の結果通知書を作成し、工事請負業者に対し書面により交付した。今後は、建設工事請負契約約款に基づく事務手続が適切に行われるよう、職員に周知を図るとともに、引継書に明記して同様の誤りを防止する。併せて引き続き複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律についての認識不足により、必要とされる再資源化等は実施していたが、所管自治体への通知及び対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する手続の必要性を認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに所管自治体である甲府市に状況を説明し、指導を受けるとともに、工事請負業者との間で対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を記載した書面を作成し、記名押印をして相互に交付した。今後は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務手続が適切に行われるよう職員に周知を図るとともに、引継書に明記して同様の誤りを防止する。併せて工事請負契約を締結する際は、再資源化等の対象工事となるかを含め複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	総合県民支援局 まなび支援課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月22日、9月9日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件（物品1、重点事項1）</p> <p>1）貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>2）次の委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県教育委員会教育長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>①やまなしまなびネットワークシステム保守業務委託契約書</p> <p>②山梨県生涯学習推進センター業務委託契約書</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>物品管理に関する制度理解が不十分であり、占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成が必要であるという認識が不足していた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>直ちに財務規則の規定に従い占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成し、受入・払出に係る手続を完了した。今後は、財務規則を再確認し規則に則った処理を徹底するとともに、貸借物品の受入れ状況を複数人で確認するなど再発防止に努める。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>山梨県情報セキュリティ基本方針及び同対策基準の理解不足により、委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項中に規定された報告について、受託者へ履行確認しなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>直ちに受託者よりセキュリティ責任者及び業務従事者を記載した書面を受理した。今後は契約書に定める事項が遵守されていることを複数人で確認するなど再発防止に努める。</p>

監査対象機関	総合県民支援局 働く人・働き方支援課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月25日、9月9日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（物品1）</p> <p>1）貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>物品管理に関する制度理解が不十分であったため、財務規則に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を怠った。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>直ちに財務規則の規定に従い占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成した。今後は、調書の作成が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	総合県民支援局 県民生活支援課（パスポート室）	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月17日、9月9日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（収入1）</p> <p>1）一般旅券受領証に貼付されている収入証紙に消印がされていないものがあった（消印実績簿には登録あり）。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>一般旅券受領証に貼付されている収入証紙の金額、消印等の確認については、従来より複数の職員が確認する体制をとってきたが、業務が集中したことにより確認が疎かになったことが原因である。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>収入証紙の確認作業については、継続して複数の職員で行うとともに、一日分の一般旅券受領書を取りまとめる際には、別の職員が再度金額、消印等の確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 国際戦略・自然首都圏推進課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月20日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>（指導事項）</b> 1件（重点事項1）</p> <p>1）富士五湖自然首都圏フォーラム事務局運営支援業務委託契約書及び富士五湖自然首都圏フォーラム WISE GOVERNMENT コンソーシアム推進業務委託契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①個人情報取扱特記事項に、受託者は受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、受託者をして書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を発注者である山梨県知事に届け出させなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は、受託業務を再委託するときは、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>委託契約における再委託時の取扱いについて、制度を十分に理解していなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>複数人で契約手続の確認を行うとともに、契約書に定める書面は契約締結時に徴し、契約事務が適切に行われるよう、職員への周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月26日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置

<p><b>(指導事項)</b> 1件（重点事項1）</p> <p>1) 防災新館紅梅デッキぶどう棚栽培管理委託業務において、財務規則第137条第3項に定める見積書が徴されていないかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約相手の候補が1者に限られる随意契約（単独随契）の場合は、見積書の徴取が不要であると勘違いしていたため、徴していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和7年度の委託契約については、財務規則に則り見積書を徴している。今後は、事務処理が適切に行われるよう職員への注意喚起とチェックを徹底するとともに、担当者の事務引継書にも事務処理ミスの事例として記載し、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 DX課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月19日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（支出1）</p> <p>1) 独自生成AIのAzure AI Searchバージョンアップ対応業務について、電子決裁による支出命令書の回議時に契約の根拠となる見積書が添付されていないかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>徴した紙の見積書について、電子決裁に必要な紙データの電子文書化が未実施であり、原本確認や支出命令書の回議時における添付確認も不十分で、請書の添付のみの確認となっていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>契約書等の原本確認時には、電子文書化すべき書類のチェックリストに基づき添付漏れ・確認漏れを防止する。また、電子決裁による支出命令書の回議時においても、支出命令書チェック表に基づき必要な関係書類の添付漏れがないか確認を徹底し、再発防止に努める。</p>	

監査対象機関	新価値・地域創造推進局 統計調査課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月20日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（物品1）</p> <p>1) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>物品管理の認識が不足しており、一部の賃借物品において管理が疎かになっていた。また、賃借物品の有無が課内で共有されていないかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに「占有物品払出調書」を作成し、所要の処理を行った。今後は、新たに作成した</p>	

	「占有物品管理簿」により、課内の賃借物品とその処理状況を確実に把握し、複数の職員で事務処理の進捗管理を図るとともに、期間が複数年となる占有物品については、各担当者による引継ぎを徹底するなど、再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	総務部 職員厚生課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月26日、9月9日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(収入1)</p> <p>1) 令和6年度庁内託児所利用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>電話による督促を行ったものの、督促状に関する認識が不足しており、納期限後20日以内に発付できなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>納期限までの納入が確認できなかった場合は、電話による督促と併せて速やかに督促状を発付する。</p>

監査対象機関	総務部 資産高度利用推進課(庁舎管理室)	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月19日、9月9日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件(物品1、重点事項1)</p> <p>1) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあつた。</p> <p>2) 山梨県庁舎及び構内維持補修業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>今回の集塵・防災等マットのリースでは、2週間程度で交換するため、占有物品ではなく消耗品に該当するとの認識であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、直ちに占有物品受入調書を作成するとともに、所属内で情報共有し同様の取扱いがないか再確認を行った。今後は、占有物品の取扱いについて、適切に引継ぎを行い、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>特記事項の誓約や添付の対象となる委託は、情報システム等に係る企画、設計、開発、運用及び保守等の業務を外部に委託する契約で、そもそも対象とならない委託契約であるにも関わらず、契約書に条項を記載していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、特記事項の趣旨を十分理解した上で、業務内容を踏まえて契約書への記載要否を判断するよう、所属内で共有することにより、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	防災局 防災危機管理課（火山防災対策室）	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月6日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件（支出1、給与1）</p> <p>1) 資金前渡（精算あり）で支出していた次の3件について、前渡資金精算書を作成していなかった。</p> <p>①防災局年賀状購入に要する経費</p> <p>②防災行政無線の敷地等の借上げに要する経費（甘利山補助中継局分）</p> <p>③防災行政無線の敷地等の借上げに要する経費（大月補助中継局分）</p> <p>2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の4時間の割振変更を行ったことにより、過大に支給されているものがあった。</p> <p>②振替を行い勤務日となった日における時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>財務規則の認識不足があったため、前渡資金精算書を作成していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和6年度に資金前渡された支出について再度確認し、未作成の書類について作成を行った。今後は、財務規則の認識不足がないよう課内で再度周知を図り、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>週休日の振替に関する勤務状況の確認が不十分であったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当、及び支給区分誤りによる時間外勤務手当が過大に支給されていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和6年度に行われた週休日の振替について内容を再確認し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えていないにもかかわらず過大支給している時間外勤務手当、及び支給区分誤りによる時間外勤務手当の過大支給している該当者については、れい入を完了している。今後は、時間外勤務手当の支給事務が適切に行われるよう、職員に制度の周知徹底を図るとともに、入力内容のチェック作業を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	福祉保健部 福祉保健総務課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月24日、9月12日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件（給与1、重点事項1）</p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>②週休日と振替休日とならない休日とが重</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>週休日の振替に関する制度の理解や勤務状況システムの確認が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに該当者に追加支給を行った。今後は、本事案について部内各課と情報共有し、各課庶務担当者のチェックの徹底を図るとともに、幹事課においても複数人による2次チェックを行うことにより、再発防止に努める。</p>

<p>なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた場合、休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>2) レセプト点検業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>個人情報取扱に関する制度理解が不十分であり、書面を徴することについての認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに委託業者より作業従事者及び個人情報保護責任者についての書面を徴した。今後は、契約に基づく事務手続が適正に行われるよう確認の徹底を図るとともに、契約業務の執行状況の確認と併せて必要書類の充足について随時確認し、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月16日、9月12日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。</p> <p>2) 重度心身障害者医療費貸与管理システム及び精神保健福祉手帳等関連業務システム用サーバ機器等賃貸借契約書において、次のとおり不備があった。</p> <p>①契約書第25条に定める個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②同第26条に定める情報セキュリティに関する特記事項が添付されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>賃借物品に関する認識不足のため、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに物品調達管理システムから占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を行った。今後は、事務処理に遺漏のないよう職員に周知を行うとともに、複数人による確認を行うなどチェック体制の強化を図って再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約業務に関する認識不足のため、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に基づく必要書類を委託業者から徴していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに受託業者に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面で報告させるとともに、既存の契約書に情報セキュリティ特記事項を添付し、調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書を提出させた。今後は、事務処理に遺漏のないよう職員に周知を行うとともに、複数人による確認を行うなどチェック体制の強化を図って再発防止に努める。</p>	

監査対象機関	福祉保健部 衛生薬務課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月31日、9月12日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(重点事項1)</p> <p>1) 次の委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>①外部精度管理調査業務委託契約書 ②試験採点業務委託契約書</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>前年度の契約書を転用し、内容や契約手続に係る通知等の確認が不十分であったため、必要な契約事項を定めていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和7年度について、同様の契約書を確認し、必要な契約事項が定められていないものについては直ちに変更契約を締結した。今後は、契約手続について再度確認するとともに、契約書等について複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	森林環境部 森林環境政策課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月12日、7月23日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(支出1)</p> <p>1) ETC利用料金について、支出科目を使用料及び賃借料とすべきところ需用費で支出しているものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>支出事務に際し、適正な支出科目に関する認識が不十分であつた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>起案時にマニュアル等で適正な支出科目を確認するよう周知するとともに、支出命令チェック表等に基づく複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	森林環境部 治山林道課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月18日、7月23日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(重点事項1)</p> <p>1) 山梨県山地災害情報システム管理業務委託契約書において、次のとおり不備があつた。</p> <p>①個人情報取扱特記事項に、受託者は受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、受託者をして書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を発注者である山梨県知事に書面により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②情報セキュリティに関する特記事項に、</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>特記事項では、受託事業者が再委託先から徴取して報告することになっていたが、受託事業者が報告を怠った事に加え、契約担当者も報告書が提出されているかの確認を怠つたため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査後直ちに受託事業者に連絡し、再委託事業者から受託事業者を経由して報告書を徴した。今後は、再委託申出書が受託事業者から提出された時点で受託事業者に対して報告</p>

受託者は、受託業務を再委託するときは、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。	書提出の指導を行うこととし、報告書提出が確認できるまで随時受託事業者へ指導を行っていく。
--	--

監査対象機関	森林環境部 環境整備課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月10日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 2件（収入1、重点事項1）</p> <p>1) 現金の出納をしたときは、財務規則第44条第5項により現金出納簿に現金領収月計表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月計表が作成されていない月があった。</p> <p>2) 令和6年度産業廃棄物実態調査業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>現金の出納がない月については現金領収月計表の作成は不要という誤った認識をしていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後直ちに未作成の現金領収月計表を作成し、現金出納簿に添付した。今後は財務規則の関連条項を確認するとともに、取扱い等に疑義がある場合は出納局に確認するなど、適正な事務処理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>情報セキュリティに関する特記事項についての認識が不十分なため、受託者から受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で徴していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後直ちに受託者から書面にて提出を受け、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を確認した。また、特記事項に定める書面の契約締結時の徴取及び確認を、担当者と担当リーダーの二人で行うとともに、契約事務が適切に行われるよう課内に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	森林環境部 自然共生推進課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月16日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件（財産1）</p> <p>1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>借受財産について、公有財産事務取扱規則等に基づく手続を失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに、移動報告書を提出した。今後は、規則に基づく事務手続が適切に行われるよう課内で周知を図るとともに、担当職員任せにせ</p>

	ず、複数名で報告漏れがないか確認する。また、管理職が定期的に引継内容など、事務処理に漏れがないか声かけし、再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	森林環境部 中北林務環境事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月28日～29日、7月15日
監査の結果	
講じた措置	
<p><b>(指導事項) 1件 (工事1)</b></p> <p>1) 清里の森別荘地地下埋設物撤去業務において、山梨県建設工事執行規則第20条に定める現場代理人及び主任技術者の通知を書面により受けていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>本件に係る工事は、既に発注されていた別の工事と一体的に行われたものであり、また、小規模で請書による契約を行ったものであるが、こうした場合でも、工事請負契約においては現場代理人等の選任の通知を書面により受けることが必要である、との認識が不足していたため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>再発防止のため、工事請負契約においては現場代理人選任等の事務処理が必要であることを認識し、関係法令等を十分理解の上、適切な事業執行に努めるよう、所内で周知徹底を図る。</p>

監査対象機関	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月2日、7月8日
監査の結果	
講じた措置	
<p><b>(指導事項) 1件 (支出1)</b></p> <p>1) 令和5年度復旧治山事業朝日小沢治山工事に伴う立木損失補償費用の電子決裁による支出命令書の回議時に、契約書が添付されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約業務に関する認識不足から契約書の添付を失念し、決裁者によるチェックも不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに電子化を行った契約書を文書管理システムにて登録を行った。今後は、電子決裁の回議時に必要書類の添付を怠らないよう注意するとともに、事務手続が適正に行われるよう職員へ周知を行い、所属内でのチェックを徹底して再発防止に努める。</p>

監査対象機関	産業政策部 産業政策課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月27日、7月30日
監査の結果	
講じた措置	
<p><b>(指導事項) 2件 (給与1、物品1)</b></p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当につ</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p>

<p>いて、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあった。</p> <p>②振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>同一週内に振替ができなかった際、勤務日がある週の1週間の勤務時間が38時間45分を超えるかどうかについて確認不足があった。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当を、週休日における支給区分ではなく通常の勤務日の支給区分で支給することについて、認識不足があった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>該当職員については、時間外勤務手当のれい入による是正を行った。今後は、担当内では給与事務に関する理解を深めるため、関連通知や類似事例等を確認するとともに、月末の集計時には複数人で確認を行うなど、チェック体制を見直し適正な事務を徹底し、再発防止に努める。加えて関係所属に対しては、週休日の振替や休日勤務手当に関する注意喚起を行った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>会計年度任用職員が使用するパソコンについて、賃貸借契約期間が終了したが、占有物品払出調書の作成を失念していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>直ちに占有物品払出調書の作成を行った。今後は職員ポータル内のスケジュール機能を活用し、受入れと同時に、払出の日(通常3月31日)を担当者も含めた複数のスケジュールに登録する。スケジュールに登録された複数名が払出日に相互に確認することにより、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象機関	産業政策部 スタートアップ・経営支援課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月20日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項) 1件(財産1)</b></p> <p>1) 公有財産の取得について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>公有財産の取得に伴い、当該財産が当課以外の所管課で管理する土地の一部であったことから、公有財産の登録処理をする担当課をどこにするかの妥当性について疑義が生じ、事務処理が遅れてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>本件については、教育庁社会教育課において管理する土地の追加取得であったことから、同課において手続を行うこととし、現在移動報告を終えて公共施設・財産マネジメントシステム反映待ちの状況とのことである。今後は、公有財産の取得及び移動について、</p>

	公有財産事務取扱規則を遵守するとともに、業務執行計画等を活用し、事務処理の予定確認の徹底を図るなど、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年8月7日、9月12日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(財産1)</p> <p>1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該業務における公有財産の貸付期間は3年であり、移動報告は毎年行う手続ではなかったこと、加えて担当者間での引継ぎが十分に行われていなかったことから、当該手続を怠った。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>規則に定める移動報告は既に実施済みである。今後は移動報告を確実にを行うため、担当者間での引継ぎを徹底するとともに、他事例においても手続の遺漏がないよう、担当内で問題を共有し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月11日、9月12日	
	監査の結果	講じた措置
	<p><b>(指導事項)</b> 1件(物品1)</p> <p>1) 県指定文化財である化石4点が所在不明のままであった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該備品は平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続において、台帳記載などが適切に行われなかったため、全てが学術文化財課(現:文化振興・文化財課)に引渡されていなかった。</p> <p>一部所在不明の事実には早い段階で対応できなかったのは、毎年行っている備品の現品確認の際に、箱に収容されている備品全てについて梱包を解いて個別に確認すべきところこれを怠っていたこと、また、現品確認とは別の機会に当該備品の調査が行われた記録が確認できたが、課内での情報共有や引継ぎが行われず、組織的な対応がとられていなかったことなどが考えられる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和元年度の行政監査受検の際に備品台帳の数と現品の数の不一致が判明した後、県ホームページにおいて、また、国、都道府県、県内市町村、県内社会教育施設、県立高校、</p>

	<p>県内大学等に情報提供を呼びかけたところ、7点のうちの1点が発見された。また、所在不明の化石ではなかったものの、これまで5件の情報が寄せられたところである。さらに令和4年、県の社会教育施設から情報が寄せられ、実物を確認したところ、所在不明の化石2点であると判明した。この結果、所在不明の化石は現在4点となっている。</p> <p>引き続き県ホームページへの掲載や県立博物館での周知などにより、情報提供を求めていく。</p>
--	---

監査対象機関	農政部 農政総務課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月15日、8月28日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 児童手当について、令和6年2月から5月分を6月7日に支給すべきところ、支払が遅延しているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>人事異動の際の引継ぎが不十分であった。(今後の対応策等)</p> <p>児童手当の手引きに基づき、令和6年7月8日に支給した。令和7年度は、各所属に児童手当の受給者を入念に確認した上で支払うなど確実な事務処理に努めるとともに、所属内での危機意識共有を図り、再発防止に取り組んでいる。</p>

監査対象機関	農政部 販売・輸出支援課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月18日、8月28日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（重点事項1）</p> <p>1) 次の業務委託契約は、一般競争入札による契約であるため、財務規則第107条第1項の規定に該当しないにもかかわらず、契約書の作成を省略し請書を徴していた。</p> <p>①ベトナム社会主義共和国への渡航に係る航空券等手配業務</p> <p>②インドネシア共和国への渡航に係る航空券等手配業務</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約書の作成省略に係る認識が不十分であったため、契約書の作成が省略可能な契約案件ではないにもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書を徴していた。(今後の対応策等)</p> <p>今後は契約手続について再度確認するとともに、支出負担行為何いの決裁ルート上で複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	農政部 畜産課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月18日、8月28日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 3件（収入1、財産1、工事1）	

<p>1) たい肥の売却に係る未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>2) 行政財産の使用許可と借受財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項及び第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p> <p>3) 県立八ヶ岳牧場本場内配水管工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、再資源化等は実施されていたが、次のとおり不備があった。</p> <p>①同法第11条に定める分別解体等の計画などに関する所管自治体への通知が行われていなかった。</p> <p>②同法第12条第1項に定める対象建設工事の届出に係る事項について、請負者から書面による交付及び説明を受けていなかった。</p> <p>③同法第13条第1項に定める対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すべきところ、なされていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則についての認識が不十分だったため、督促状の発付が期限内に行われなかった。 (今後の対応策等) 複数の職員で滞納状況を確認し、定められた期限内に督促状を発付するようにする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 公有財産事務取扱規則についての認識が不十分だったため、行政財産の使用許可及び貸付財産に係る移動報告を怠った。 (今後の対応策等) 監査終了後、移動報告書を作成・提出した。今後は規則に基づく事務手続を適切に行う。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律についての認識が不十分だったため、法律に基づく手続を怠った。 (今後の対応策等) 今後は建設工事の起案時に複数人でチェックし、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	農政部 食糧花き水産課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月17日、8月28日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件(工事1)</b></p> <p>1) 山梨県立フラワーセンター周回道路改修工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、再資源化等は実施されていたが、同法第11条に定める分別解体等の計画などに関する通知が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律についての認識が不十分だったため、同法第11条に定める分別解体等の計画等に関する通知を行わなかった。 (今後の対応策等) 直ちに同法を所管する建築住宅課等と協議の上、速やかに報告を行い、適正な処理が確保されていることについて確認を受けた。今後は、同様の事案が再発しないよう、当該法</p>

	令遵守に係る事項を担当者の引継書や業務執行計画に明記し、担当者の異動等があっても適切な対応が継続される体制を整備するなど、再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年4月22日～23日、5月28日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件（財産1、工事2）</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 82筆</p> <p>2) 大井ヶ森地区大井ヶ森ため池付帯工事は、ため池堤体に対して法面工（植生マット工、丸太筋工）及び安全施設工（転落防止柵工）を施工するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が250万円を超えない請負契約）に基づき、随意契約により実施されていた。 本件契約においては、見積合わせが省略されており、支出負担行為何いには、令和5年度に本ため池の改修工事を完了した業者は、現場の状況や周辺の地形状況を熟知しているためとの理由が記載されていた。 しかしながら、見積合わせを省略する場合には、財務規則第137条第3項に規定する特別な理由が必要であり、ある程度の経済性を犠牲にしても特定の者と契約する客観的かつ合理的な理由の提示が求められるところ、客観性や合理性を十分に示していないにもかかわらず、二人以上の者から見積書を徴していなかった。</p> <p>3) 下津金地区和田ため池付帯工事は、ため池堤体に対して、堤体土工（路体（築堤）盛土・埋戻、余盛部盛土、法面整形、植生シート）、土砂等運搬（場内搬入、場外搬出）、天端工（敷砂利）などを施工し、仮設工として、下流仮設ヤード（整地）、ため池進入路（掘削、残土運搬、法面整形）を施工するものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が250万</p>	<p>1) (今後の対応策等) 新たな未登記が発生しないように、計画の段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的に行い、障害の発生を未然に防ぎ、現年度の登記を確実に実施する。過年度未登記地については、土地改良事業完了後、施設や用地は市町村に譲与することが原則になっていることから、管内市町との協議と情報収集を進め、譲与作業を計画的に進めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 令和5年度に完成した工事の補完的工事であり、軽減した諸経費率で積算した条件での見積書を提出できる者は前工事を受注した者以外にはないと判断し、財務規則第137条第3項に規定する「特別な理由」に例示される「見積合わせの省略ができる見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき」に該当すると認識していた。 (今後の対応策等) 今後、随意契約で発注する必要がある工事においては、見積依頼先業者の負担となる可能性があることについて丁寧な説明と理解を得ながら、見積合わせを実施する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 令和5年度に完成した工事の補完的工事であり、軽減した諸経費率で積算した条件での見積書を提出できる者は前工事を受注した者以外にはないと判断し、財務規則第137条第3項に規定する「特別な理由」に例示される「見積合わせの省略ができる見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき」に該当すると認識していた。</p>

<p>円を超えない請負契約)に基づき、随意契約により実施されていた。</p> <p>本件契約においては、見積合わせが省略されており、支出負担行為伺いには、令和5年度に本ため池の改修工事を実施した業者は、現場の状況や周辺の地形状況を熟知しており、工事後の堤体の安定や安全な工事実施が見込めるためとの理由が記載されていた。</p> <p>しかしながら、見積合わせを省略する場合には、財務規則第137条第3項に規定する特別な理由が必要であり、ある程度の経済性を犠牲にしても特定の者と契約する客観的かつ合理的な理由の提示が求められるところ、客観性や合理性を十分に示していないにもかかわらず、二人以上の者から見積書を徴していなかった。</p>	<p>(今後の対応策等)</p> <p>今後、随意契約で発注する必要がある工事においては、見積依頼先業者の負担となる可能性があることについて丁寧な説明と理解を得ながら、見積合わせを実施する。</p>
--	---

監査対象機関	農政部 峡東農務事務所		
監査対象期間	令和6年度		
監査実施日	令和7年4月17日～18日、7月2日		
監査の結果		講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 3件(支出1、財産1、重点事項1)</p> <p>1) 土地売買代金及び物件移転補償金の支払において、委任状の提出がないまま、指定された第三者名義の預金口座に払込みを行っているものがあった。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 179筆</p> <p>3) 用地調査業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書及び同第9条に定める個人情報取扱特記事項が添付されていないものがあった。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約者から提出された請求書において、同居する家族名義の預金口座が指定されていたが、委任状を確認しないまま代金受領の委任を受けたものとみなしてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>監査終了後、速やかに委任状を受領した。以降、同様の事例が発生した際には、請求・受領に関して契約者から委任状を受領し、受任者からの請求により、受任者の口座に支払う。</p> <p>2) (今後の対応策等)</p> <p>「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約業務に関する認識不足から、必要書類の添付を失念してしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>契約書に必要な事項に漏れがないか複数で十分に確認することとし、再発防止に努める。</p>	

監査対象機関	農政部 峡南農務事務所		
監査対象期間	令和6年度		
監査実施日	令和7年4月17日～18日、5月28日		

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（財産1）</p> <p>1）取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 137筆</p>	<p>1）（今後の対応策等）</p> <p>未登記となっている過年度分137筆については、未登記原因の調査及び原因に応じた対策を講じ、うち平成29年度分5筆（R7.4月登記）については、令和7年度中に解決した。今後も、未登記案件については町と積極的な連携を図るとともに、「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。</p>

監査対象機関	農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年5月8日～9日、7月8日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件（財産1）</p> <p>1）取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 5筆</p>	<p>1）（今後の対応策等）</p> <p>引き続き状況確認と権利者への働きかけを行い、未登記土地の解消を図っていく。なお今後、未登記土地の発生を防止するため、登記手続きへの支障が想定される案件については、用地交渉の初期段階から積極的に権利関係者への働きかけを行い、障害因子の早期解消に努めていく。</p>	

監査対象機関	県土整備部 県土整備総務課（建設業対策室、リニア整備推進室）	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月8日、8月26日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件（重点事項1）</p> <p>1）建設業許可データ入力処理業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>契約業務に関する認識不足から、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者に関する書面の徴取を失念していた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>直ちに受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者に関する書面を徴した。今後は、委託契約に基づく事務処理が適切に行われるよう職員に周知していく。</p>	

監査対象機関	県土整備部 砂防課	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月2日、8月26日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件（物品1）</p>		

1) 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 物品管理に関する認識不足から、当該調書の作成を怠った。加えて事務処理ミスを確認できる体制が構築されていなかった。 (今後の対応策等) 速やかに占有物品受入調書を作成するとともに、チェックリストを新たに作成した。今後はチェックリストを活用することにより、担当が業務に不慣れであっても必要な事務処理を行うことができる仕組みを導入するとともに、複数人でチェックを行うことで、事務処理ミスの防止に努める。
---	--

監査対象機関	県土整備部 都市計画課 (景観まちづくり室)	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年7月2日、8月26日	
	監査の結果	講じた措置
	<b>(指導事項) 1件 (重点事項1)</b> 1) インスタグラムを活用したインフラ魅力発信業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 情報セキュリティに関する特記事項についての認識が不十分だったため。 (今後の対応策等) 特記事項に定める書面の徴取を含めた契約事務が適切に行われるよう職員に周知徹底を図るとともに、複数職員によるチェックを徹底して再発防止に努める。

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (本所)	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年5月26日～27日、7月16日	
	監査の結果	講じた措置
	<b>(指摘事項) 1件 (収入1)</b> 1) 道路使用料の調定について、6か月以上遅延しているものがあった。 (合計 34,106,977円)	1) (発生原因の検証結果) 条例等に基づく適正な処理期限に対する認識が不足していたことに加え、業務体制も不十分であったことなどから調定事務に遅延が生じた。 (今後の対応策等) 適正な処理期限に対する認識を高めるとともに、当該調定事務が一人の職員に集中しないよう、複数の職員で業務を分担する体制に見直しを行う。
	<b>(指導事項) 3件 (支出1、給与1、財産1)</b> 1) 甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場管理業務委託料について、かいの出納閉鎖である令和7年4月30日までに支払が行われなかったため、財務規則第84条に基づ	1) (発生原因の検証結果) 職員間で請求書の受領及び支出命令書の起案がなされているかの確認が不十分であった。

<p>き過年度支出すべきところ、していなかった。</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、人事給与システムへの入力に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 74筆</p>	<p>(今後の対応策等) 複数職員によるチェックを徹底して再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 週休日の同一週外への振替に係る時間外勤務手当の支給について、事務処理の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 当該制度について職員に周知を図るとともに、複数職員によるチェックを徹底して再発防止に努める。</p> <p>3) (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
--	---

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (峡北支所)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月15日～16日、7月4日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和5年度以前の未登記 160筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月14日～15日、7月2日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 3件 (収入2、財産1)</p> <p>1) 河川使用料に係る延滞金の算定において、延滞日数の計算に誤りがあり、延滞金が過大となっていた。</p> <p>2) 建設廃材の売却において、財務規則第3条第2項に基づく知事の承認がされていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 延滞金算出の際に、手計算で延滞期日を算出していたが、日数に誤りがあった。 (今後の対応策等) 対象者に対しては、令和7年10月30日に返金済み。今後は、延滞金算出の際に手計算及びエクセル自動計算の両方で金額を確認する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 財務規則に関する認識不足のため、予定価格が500万円を超えた場合に同規則第3条第2項に基づく知事の承認手続が必要となることに気づけなかった。 (今後の対応策等)</p>

<p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 194筆</p>	<p>財務規則第3条第2項に基づく事務手続が適切に行われるよう、県土整備部執行事業における建設廃材（金属くず）に係る事務処理フローを活用し、複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。なお、当該業務に関しては数年に一度の頻度で行われるため、引継ぎを徹底する。</p> <p>3) (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
---	---

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所（本所）	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年5月22日～23日、7月8日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件（財産1） 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 281筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>	

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所（身延支所）	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年5月13日～14日、7月4日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件（財産1） 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 365筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 国土調査未実施地域が多く、国土調査実施地域においても認証が遅れているため町に協力を求めていく。また今後も引き続き未登記の内容を精査し、登記可能なものから順に関係者に協力依頼を行い、登記に必要な書類等を取得しながら登記を促進していく。加えて、新たに未登記が発生しないよう、用地測量の段階から事前に法務局、町等と協議を行い、円滑な用地取得が行えるよう努めていく。</p>	

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所（本所）	
監査対象期間	令和6年度	
監査実施日	令和7年6月2日、4日、7月8日	
監査の結果	講じた措置	
<p><b>(指導事項)</b> 1件（財産1） 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 356筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 過年度分の未登記土地（昭和44年度末契</p>	

	約分2筆)について、解消を図るため山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と調整中である。引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき未登記の解消を図る。
--	---

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所 (吉田支所)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年5月20日～21日、7月4日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 令和5年度以前の未登記 166筆	1) (今後の対応策等) 「過年度未登記事務処理要領」に基づき、登記可能、登記保留及び登記対象外に分類の上、登記可能な案件から解消に向け処理を進めているところであり、今後も早期解消に努める。

監査対象機関	企業局本課 (電気事業会計)
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年6月24日～25日、7月24日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 2件 (給与2) 1) 県外旅費の支給において、旅費条例の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給されているものがあつた。 2) 県外旅行において、同一地域内の移動に要した鉄道賃が、旅行雑費の範囲内であるにもかかわらず、旅費として過大に支給されているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 経済性よりも移動の所要時間を重視した。 (今後の対応策等) 過大支給分については、令和7年7月に過年度収入の処理を行った。今後は、やむを得ない理由がない限り、経済的かつ合理的な経路とするように周知し、再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 東京都特別区内の移動に要した鉄道賃が旅行雑費の範囲内であることを失念していた。 (今後の対応策等) 過大支給分については、令和7年7月に過年度収入の処理を行った。

監査対象機関	教育庁 義務教育課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月8日、8月25日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (重点事項1) 1) 次の委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は発注者である山梨県教育委員会教育長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 当該特記事項に定める受託者の責任体制の明確化の規定に関して、書面にて徴することが必要であるということを認識していなかった。 (今後の対応策等)

①教職魅力発信強化事業費教員応援動画作成業務委託契約書 ②新たな学びの姿に向けた授業改善推進事業委託契約書	当該特記事項の履行状況を確認するための「特記事項履行管理表」を庶務担当者が整備・管理し、書面提出の規定の有無、書面提出の履行状況について、複数人で確認し再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	教育庁 高校教育課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月2日、8月25日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 2件(収入2)</p> <p>1) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち、貸付を確認できる書類が保存されていないものが2件あった。</p> <p>2) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用書が提出されていないものが30件あった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状態が背景にある。 (今後の対応策等) 台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査を続けているが、未だに内容確認ができていない状況である。今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を進めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 本奨学資金は、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から、貸付型に切り替わった経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと誤認していることから、返済への理解が得られていない状況がある。 (今後の対応策等) 文書により借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。令和6年度からは従前の催告通知の発送や電話催告に加え、訪問催告や連帯保証人への催告も行い、債権回収業務に取り組んでいる。</p>

監査対象機関	教育庁 社会教育課
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月3日、8月25日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件(重点事項1)</p> <p>1) 令和6年度山梨・忠清北道中学生国際交流事業(日韓青少年国際交流事業)業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書、同第9条に定める個人情報取扱特記事項及び同第10条に定める情報セキュリティに関する特記事項が添付されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 契約書作成に関する認識不足及び課内の確認不足により発生した。 (今後の対応策等) 類似事例においても同様のことがないか再度確認した。今後は、課内で契約書作成時の留意事項について情報共有を図るとともに、</p>

	契約書の製本時に必要な書類が添付されて袋とじがなされているかの確認を徹底して再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	議会事務局
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年8月5日～6日、9月12日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（支出1）</p> <p>1) 政務活動費収支報告書において、政務活動記録票と領収書の写しの金額等が相違しているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>政務活動記録票のチェックを行う際、領収書等の添付資料に記載されている日付や金額等の相違についての確認不足があった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>該当議員に支出内容を確認の上、速やかに資料の訂正を行うとともに、事務局職員間でこの事例を共有し、次年度以降のチェック時に留意するよう、職員向けのマニュアルに当該事例を記載し、チェック体制の強化に努める。</p>

監査対象機関	人事委員会事務局
監査対象期間	令和6年度
監査実施日	令和7年7月11日、8月25日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項)</b> 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当所属では週休日の出勤が多く、同一週内での振替が困難なため、翌週以降に振替を行う事例もある。その一部情報が給与事務担当者に共有されていなかった。</p> <p>(今後の対応策)</p> <p>監査終了後、該当職員に追加支給処理を行った。今後は振替日の状況を随時所属内で共有し、月末集計時には複数職員で確認を行うとともに、前月以前の申請内容についても再確認を実施するなど、再発防止に努める。加えて、週休日の振替に関する制度を所属内で改めて周知・徹底する。</p>